

平 26. 4. 14
総 6 - 4

厚生労働省説明資料

[社会保険における被扶養者の適用について]

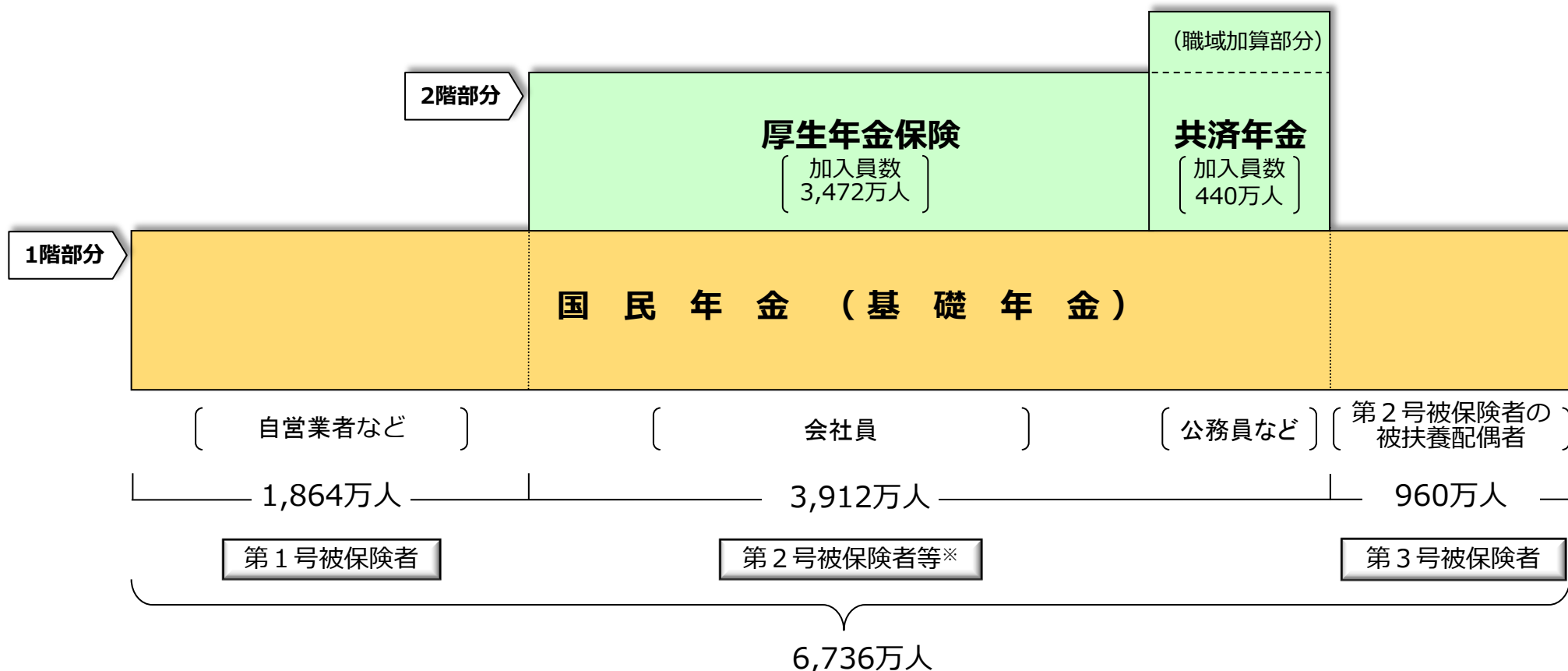
平成 26 年 4 月 14 日(月)

厚生労働省

公的年金制度の仕組み

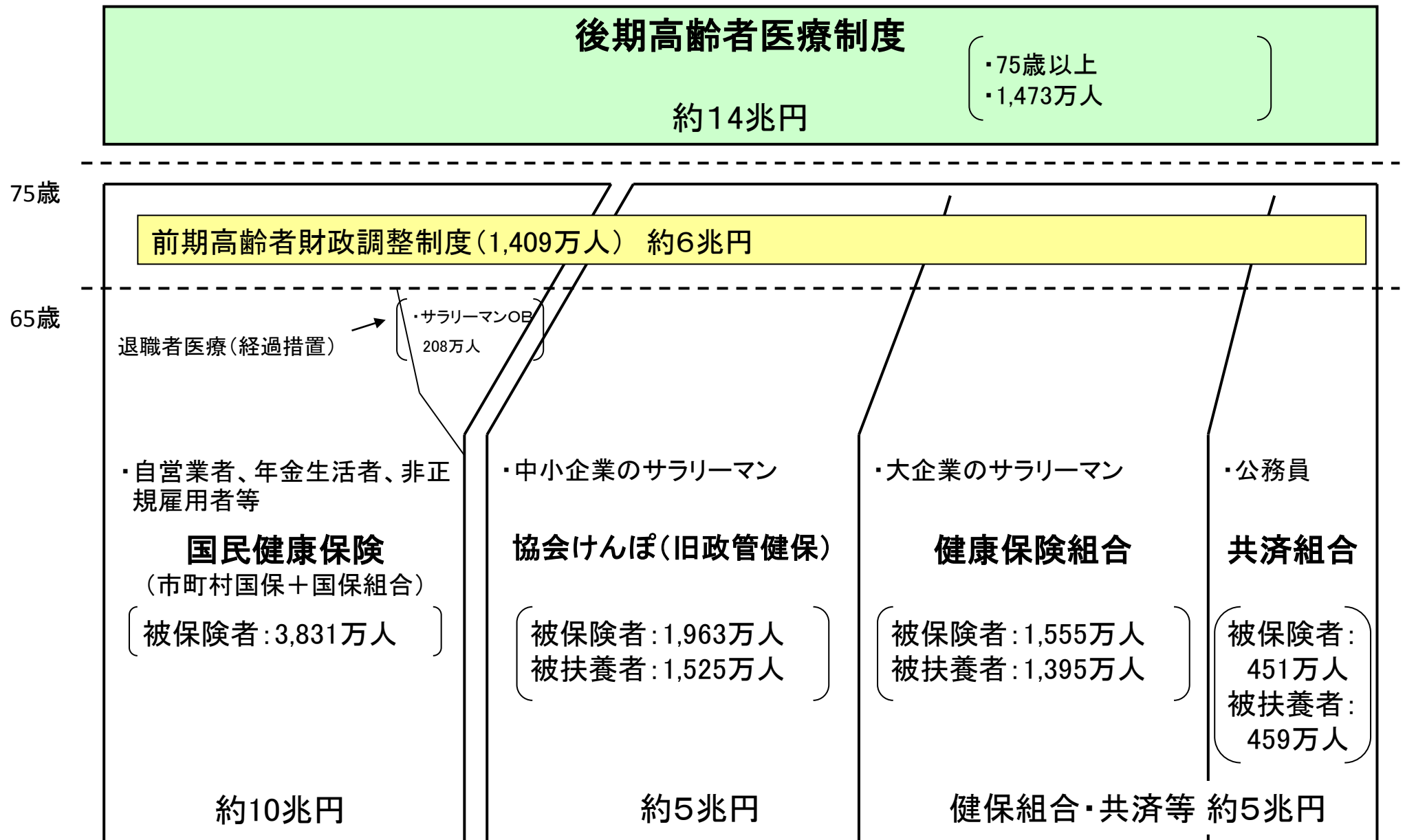
- ◆公的年金制度は、加齢などによる稼得能力の減退・喪失に備えるための**社会保険**。（防貧機能）
- ◆現役世代は**全て国民年金の被保険者**となり、**基礎年金**の給付を受ける。（1階部分）
- ◆会社員や公務員は、これに加え、**厚生年金や共済年金**に加入し、基礎年金の上乗せとして所得比例年金の給付を受ける。（2階部分）

（数値は平成24年度末）



※ 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

医療保険制度の体系



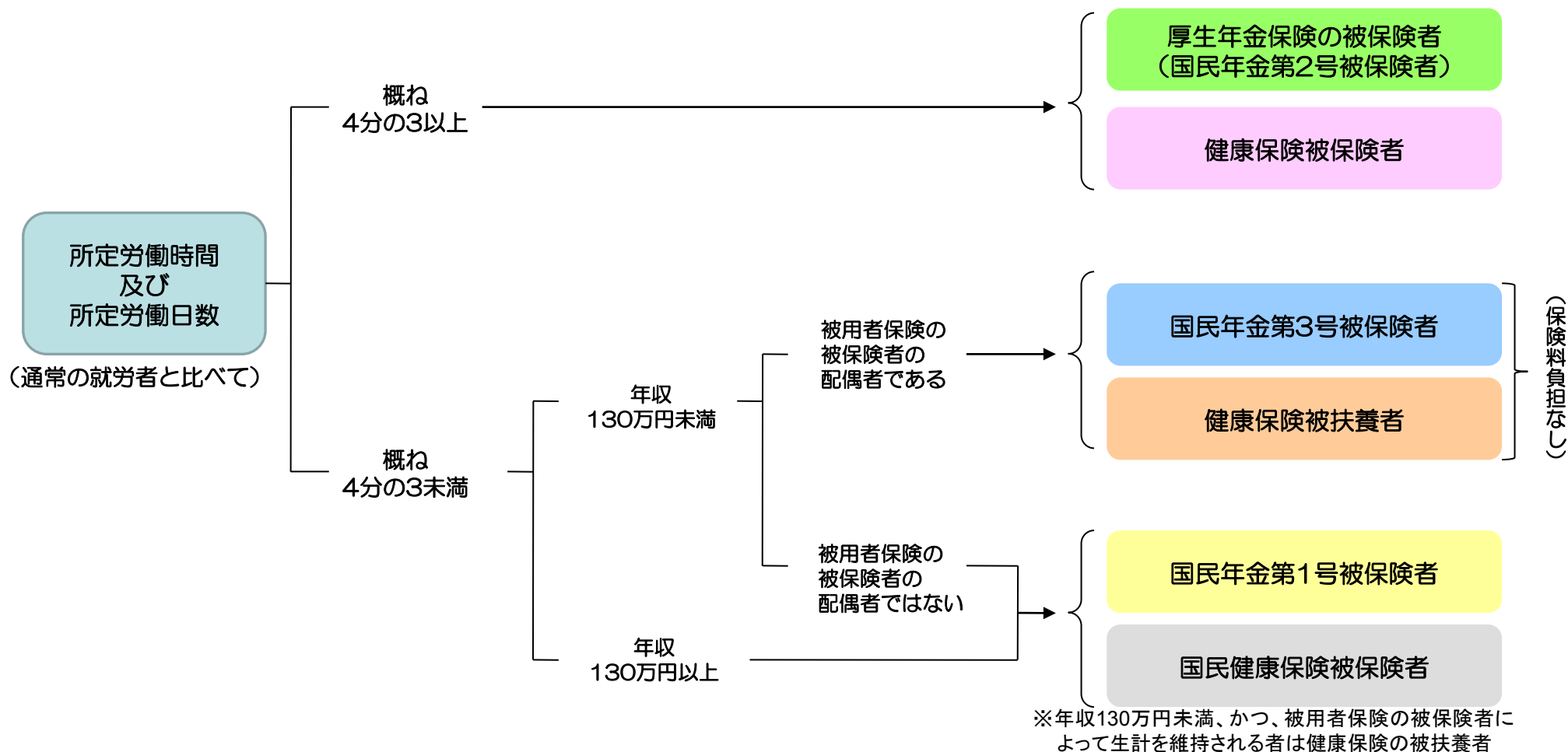
※1 加入者数は、平成24年3月末の数値

※2 金額は平成25年度予算ベースの給付費

被保険者資格（短時間労働者の適用）

（適用除外）

- ・ 臨時に日々雇い入れられる者（1月を超え引き続き使用される場合を除く）
- ・ 臨時に2か月以内の期間を定めてしようされる者（所定の期間を超え引き続き使用される場合を除く）
- ・ 所在地が一定しない事業所に使用される者
- ・ 季節的業務に使用される者（継続して4か月を超えて使用される場合を除く）
- ・ 臨時的事業の事業所に使用される者（継続して6か月を超えて使用される場合を除く）



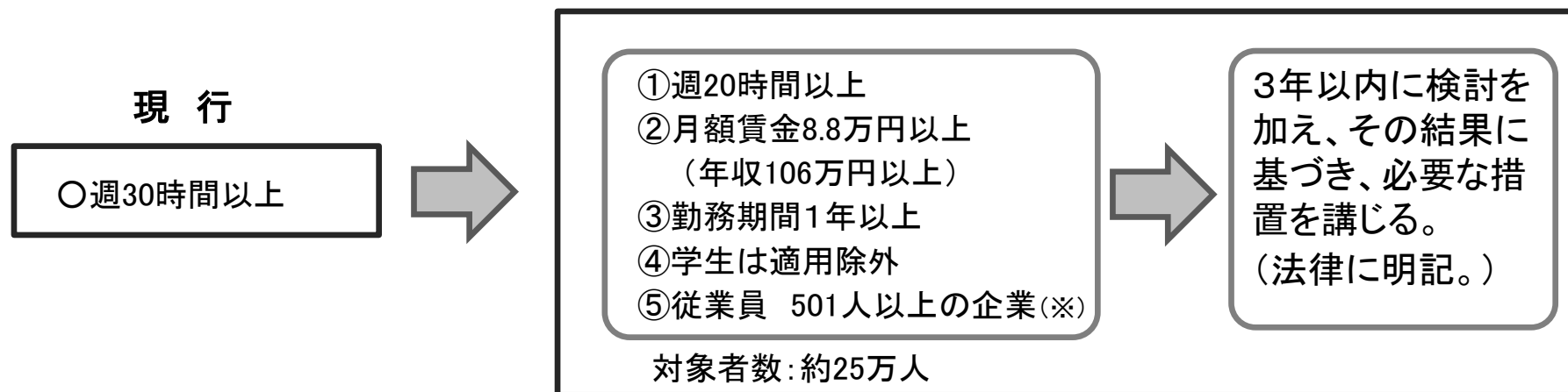
短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネット機能を強化。
 - 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
- ※ 短時間労働者及び事業主が保険料の負担増を避けるため雇用・就労調整が発生しているとの指摘がある。適用拡大を進め、適用の要件が変わることにより、こうした状況が緩和されることが期待され、働き方に中立的な社会保障制度にも資すると考えられる。

《年金機能強化法(平成24年8月成立)による改正内容》

※ 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て平成24年8月に法律が成立した。

短時間労働者への適用拡大(平成28年10月～)

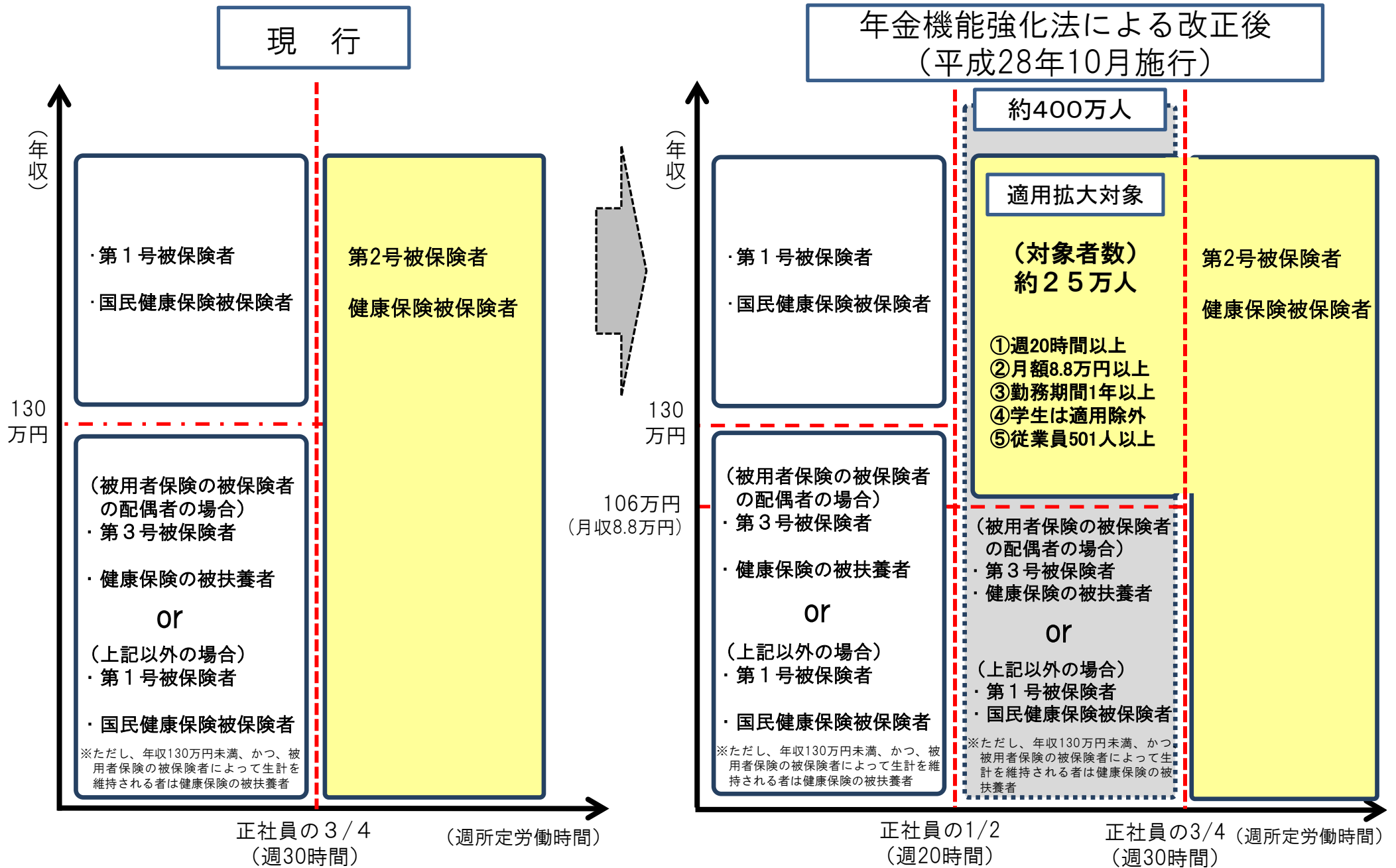


(※)現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

《社会保障制度改革プログラム法(平成25年12月成立)》

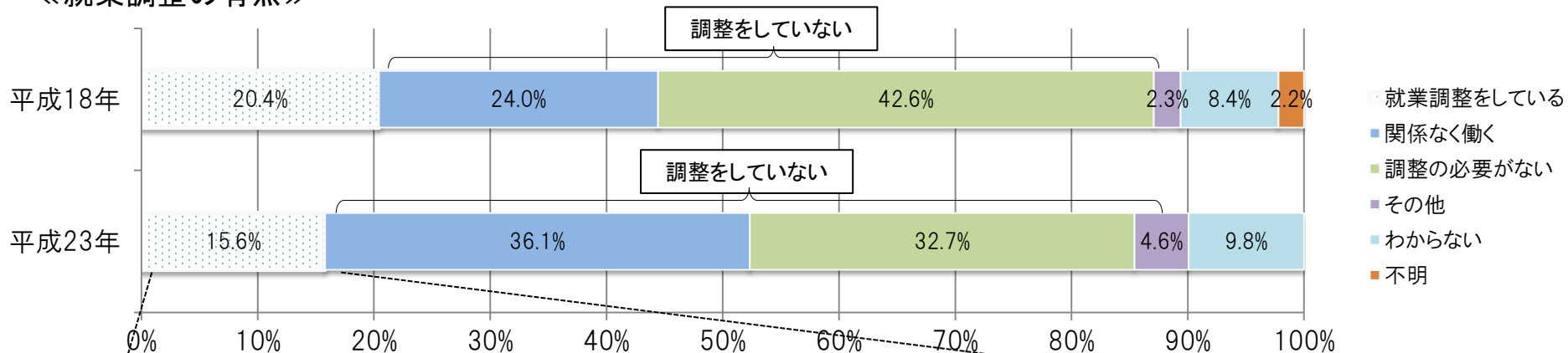
- 昨年成立した社会保障制度改革プログラム法においても、「短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大」が検討課題として明記されている。

【参考】短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

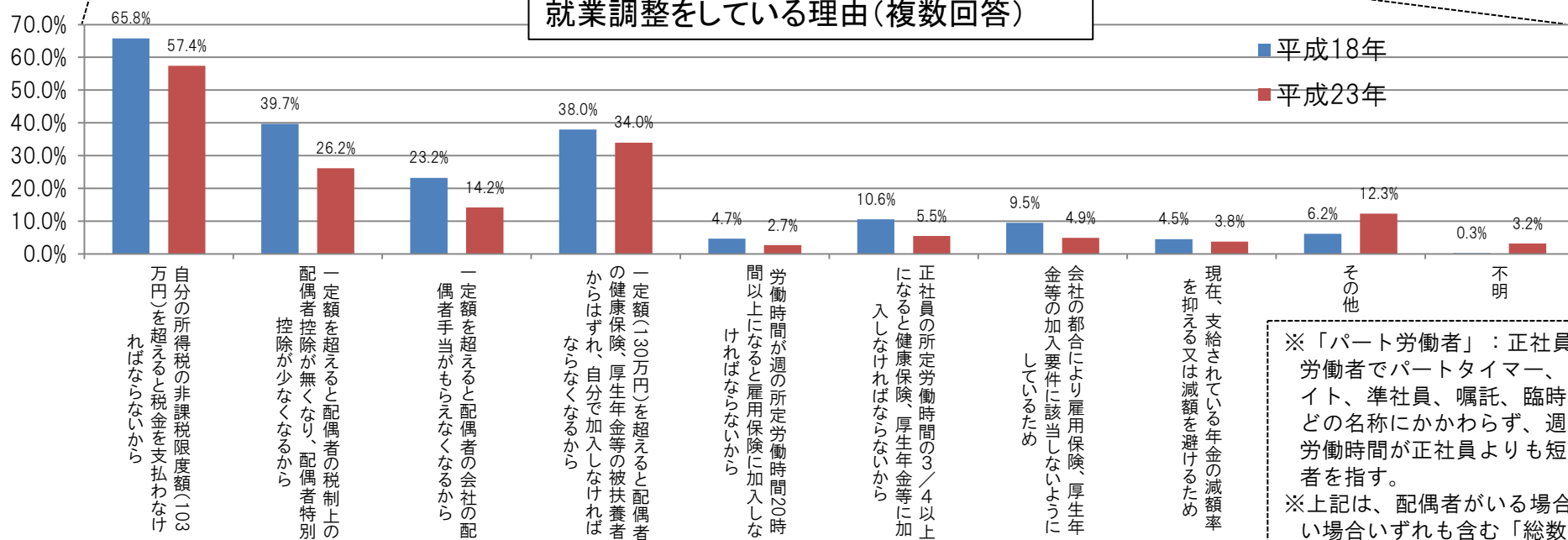


就業調整に関する調査

《就業調整の有無》



就業調整をしている理由(複数回答)



※「パート労働者」：正社員以外の労働者でパートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、週の所定労働時間が正社員よりも短い労働者を指す。
 ※上記は、配偶者がいる場合、いない場合いずれも含む「総数」のデータである。

(資料)厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査(平成23年)」